

## 大学支給以外の端末の情報セキュリティに関する規則

ICT 教育基盤センター

### 1. 本規則の目的

教育研究や業務（以下、「業務等」という。）を遂行するにあたって、大学から支給された端末以外の端末（以下、「支給外端末」という。）を利用する場合は、大学から支給された端末を使用する場合と比較して情報セキュリティ対策が不十分だったり、個人の情報セキュリティに対する意識が低くなったりすることがある。

本規則は、支給外端末を用いて業務等を行う際に、情報セキュリティを確保するために最低限守らなければならない規則を提供することを目的とする。

### 2. 本規則の対象者及び対象端末

#### 2.1 対象者

教職員・非常勤講師・学生等を含めた本学全構成員（以下、「ユーザ」という。）を対象とする。

#### 2.2 対象端末

業務等で使用する支給外端末すべてを対象とする。支給外端末とは、例えば、事務職員が在宅勤務等において自宅で使用するパソコン、学生が勉学や研究のために利用するパソコン等のことである。学外でしか使用しない端末であっても業務等で使う端末であればそれも対象端末となる。

### 3. 支給外端末の業務等での利用時における情報セキュリティを高めるための規則

(1) ユーザが業務等に使用する支給外端末は以下の条件を満たすこと。

- ・ OS へのログイン認証の機能を有すること
- ・ ウィルス対策ソフトがインストールされていること
- ・ パーソナルファイアウォールの機能を有すること
- ・ Winny 等インストールが禁止されているソフトウェアがインストールされていないこと
- ・ 一定時間端末が操作されなかった場合に、自動的に端末を自分以外の者が操作できないようにする機能を有すること

(2) 施錠ができる等、支給外端末の盗難を未然に防ぐ対策が講じてある環境で業務等を行

うこと。

(3) 以下の情報セキュリティ対策を実施すること。

- ・ サポート期間が終了した OS を使用しない
- ・ 最新のセキュリティ対策パッチをソフトウェアに適用する
- ・ 常にウィルス対策ソフトの定義ファイルのバージョンを最新に保つ
- ・ 信頼できないソフトやアプリのインストールを行わない
- ・ 信頼できない Web サイトへアクセスしない
- ・ 公衆無線 LAN 等、信頼性の低い通信サービスを利用しない
- ・ 業務等に関する情報にアクセスするための ID・パスワードを支給外端末に残さない
- ・ 支給外端末の起動時はパスワードを入力しなければ使用できないようにする
- ・ 自分以外の者が支給外端末を操作できないような状態を維持する
- ・ 離席時に支給外端末をロックする
- ・ 学外から VPN を利用して業務等を行う場合には、業務等が終了した際に VPN を切断する

(4) 個人情報や機密情報等漏洩してはならない情報（以下、「要保護情報」という。）が漏洩しないよう、以下のことを実施すること。

- ・ 要保護情報を明確にすること
- ・ 要保護情報を支給外端末に保存しないよう努めること。支給外端末に要保護情報を保存しなければ業務等を行うことができない場合には必ずファイルを暗号化すること。

#### 4. 関連規定等の順守

ユーザは、本運用規則の内容に加えて下記の規定等も遵守すること。

- ・ 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本方針
- ・ 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程
- ・ 国立大学法人愛知教育大学パーソナルコンピュータ取扱ガイドライン
- ・ 国立大学法人愛知教育大学利用者パスワードガイドライン